

諏訪市公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が公開する諏訪市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の広告掲載の取り扱いについて、諏訪市広告掲載取扱要綱（平成28年諏訪市告示第16号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は静止画像とし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が指定するウェブページにリンクする機能を有するもの（以下「バナー広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第3条 広告及び広告からリンクするホームページ（以下「リンク先」という。）は、要綱第3条第1項各号の規定を適用する。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦45ピクセル×横165ピクセル
 - (2) 画像形式は、G I F（アニメーション不可、透過G I F不可）、J P E G又はP N Gとする
 - (3) データ容量は、10KB以下とする
 - (4) 画像の点滅、画面の切り替わりなど動きのあるものは使用しない
 - (5) 前各号と異なる規格等については、別途定めるものとする
- 2 次の各号のいずれかに該当する表現が含まれる広告については、掲載を認めない。
- (1) 閲覧者に意思に反した動きをし、または閲覧者に誤解を与えるおそれのある表示（閉じる」、「キャンセル」等の表現など）
 - (2) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）
 - (3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがある表示（「諏訪市〇〇情報」等の表示、諏訪市章の画像の使用など）
 - (4) その他広告の表現として適当でないもの

(広告の掲載ページ、位置)

第5条 広告を掲載する位置は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、申込みのあった年度の3月までを最長掲載期間とする。

2 広告掲載期間内に、諏訪市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、市ホームページ、広報等で募集するものとする。

- 2 広告の募集は、広告掲載枠を新たに設置したとき又は広告掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。
- 3 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告の掲載案内をすることができる。

(広告の掲載申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、諏訪市公式ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、市長が指定する日までに、原稿案等を添えて申込むものとする。

(広告の掲載決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱及びこの要領に基づき広告の内容等を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査すべき内容には、リンク先ホームページ及び当該ページのリンク先ページ(以下「リンク先ホームページ」という。)の掲載内容も含まれる。

3 広告掲載は、次の各号に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先する。

(1)公共性が高く、市内に事業所等を有する者に係る広告

(2)市内に事業所等を有する者に係る広告

(3)前2号以外の広告

4 市長は、前各項の規定により掲載する広告及びその掲載する位置を決定したときは、諏訪市公式ホームページ広告掲載(不掲載)通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

(広告の原稿作成及び提出)

第10条 前条第4項の規定により通知を受けた広告主は、作成した広告原稿の電子データを、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの市長が指定した日までに、市長が指定した場所に提出する。

2 前項の規定により提出する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告料)

第11条 広告料は、別表のとおりとする。

(広告料の納付)

第12条 広告料の納付は、原則として月毎の前払いとする。ただし、広告の掲載期間が2月以上にわたる場合は、一括して納付することができる。

(広告の掲載取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を削除し又は広告の掲載を取りやめることができる。

(1)広告内容が第3条の規定に反すると認められるとき

(2)広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき

2 前項の規定による広告の掲載取消し等により広告主が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告の掲載取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長へ申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告料の還付)

第15条 第6条2項により広告が掲載できなかつた場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、要綱第11条の規定によるものとする。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに諏訪市の担当部署

に連絡するものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第18条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする

附則

この要領は、平成31年1月8日から施行する。

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

別表（第5条及び第11条関係）

掲載ページ、位置	広告料	
(1)市ホームページトップページの下部	1ヶ月	5,000円/枠
	10～12ヶ月	50,000円/枠
(2)諏訪市子育て応援サイトトップページの下部	1ヶ月	3,000円/枠
	10～12ヶ月	30,000円/枠
(3)諏訪市魅力発信サイトトップページの下部	1ヶ月	3,000円/枠
	10～12ヶ月	30,000円/枠

(いずれも消費税及び地方消費税を含む)